義務教育費の財源確保等に関する意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは社会の基盤づくりにとって重要であり、義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、我が国の義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担っている。

こうした中、国は、平成23年4月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小学校1年生の学級編制の標準を40人から35人に引き下げるとともに、小学校2年生から中学校3年生までについても少人数学級を順次拡大し、必要な財源確保を目指すとした。

地方自治体の財政状況に左右されることなく、全ての子どもたちが等しく教育を受けられ、教育水準の維持向上を図るためには、国として教育予算を充実させることが重要であり、また、教職員定数改善計画の早期策定及び実施が望まれるところである。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、義務教育に係る予算について地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するほか、学級編制の標準の見直しや教職員の定数の改善等きめ細かな行き届いた教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣宛て総務大臣財務大臣対部科学大臣

意見書案第6号

特別養護老人ホーム及び保育所の整備における定期借地権を利用した県有地 の貸付けに関する意見書

神奈川県は、未利用の県有地について、収入確保の観点から一義的には有償譲渡による 処分を原則とするものの、公共的な利用及び活用を求める社会的要請を背景として、市町 村支援の観点から新たに定期借地権による貸付制度を創設した。

本市では、この県有地貸付制度を活用して、神奈川県立川崎高等職業技術校京浜分校跡地である川崎区境町の県有地において、52年間の定期借地権により、本市で不足している特別養護老人ホーム及び保育所の整備を計画している。

しかしながら、この県有地貸付制度では、特別養護老人ホーム及び保育所の整備という 住民福祉の増進を目的とした公共的な利用にもかかわらず、貸付料は不動産鑑定評価額に 基づき決定し、減額も行わないとされている。

さらに、貸付けの対象となる県有地についても原則として1市町村当たり1件と画一的 に決めており、地域の実情や市町村における行政規模の違いを全く考慮していない。

よって、県におかれては、公共目的による定期借地権を利用した県有地の貸付けに当たっては、貸付料を減額するとともに、貸付けの対象とする県有地についても1市町村当たり1件と限定せず、地域の実情や人口、面積など行政規模の違いに応じて弾力的に対応されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事宛て

最低賃金の改定に関する意見書

日本経済の先行きについては、輸出環境の改善や経済対策及び金融政策の効果などを背景に、景気回復の動きが見られる一方、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、雇用情勢についても、改善の動きが見られるものの、労働者を取り巻く情勢は、所得の低迷や格差の拡大など依然として厳しい状況である。

こうした中、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保障し、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットとしての役割が一層重要になっていることから、制度の趣旨に則した適正な運用が求められている。

よって、国におかれては、平成25年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、改定すること。
- 2 生活保護水準との隔たりを解消すること。
- 3 特定の産業に設定されている特定最低賃金の改定に当たっては、対象となる産業の 労使の主導により決定されるものであるとの制度趣旨を周知徹底し、また、神奈川地 方最低賃金審議会において改定の必要性を審議する際には、対象となる産業の労使も 参加する場において審議することについて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 宛て 総務大臣 厚生労働大臣 神奈川労働局長 ダンスに関する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の見直し を求める意見書

現在、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)においては、一部を除き、設備を設けて客にダンスをさせる営業を風俗営業として、規制の対象としている。

これには、戦前、ダンスホールが売買春の交渉の場として使われたことから、これを防止するため、終戦直後の昭和23年に風俗営業取締法が制定された際に、規制の対象に組み入れられたという経緯がある。

しかしながら、今日、ダンスは、芸術文化的な表現手段として世界的に認知されており、 昨年度から中学校の体育の必修科目にもなっていることや、社交ダンスが特に高齢者の健 康づくりに有効とされ、地域において広く親しまれていることが示すように、設備を設け てダンスをさせることをもって規制の対象とする風営法は、時代にそぐわなくなっている。 さらに、先月には、風営法のダンス関連の規制の見直しを目的に、15万筆以上の署名 を集めた請願が国会に提出されるとともに、超党派の国会議員からなる議員連盟も発足し、 風営法を見直すべきという機運が高まっている。

一方、ダンスを伴う営業において、薬物売買などの犯罪や騒音や酔客のけんかといったトラブルが起こることを問題視して、規制の根拠にする主張もあるが、これらの問題は、営業の仕方が問われるもので、他の手法により規制すべきものであり、設備を設けてダンスをさせること自体を規制する理由にはならない。

よって、国におかれては、風営法について、ダンスを理由に規制している部分に関し、 現代の社会背景に合わせて見直されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣宛て総務大臣国家公安委員会委員長

不育症に関する研究の推進、公的医療保険の適用等を求める意見書

不妊治療に対しては、周知や理解が進み、多くの地方自治体が不妊治療への助成制度を 導入して不妊症患者が積極的に治療を受けられるよう後押ししているが、その一方で、妊 娠はするものの、流産や死産、新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持てない不 育症に対しての支援は十分でない。

不育症に関しては、近年研究が進み、流産のリスクが高まるリスク因子も解明されつつあり、厚生労働省研究班では、専門外来において適正な検査及び治療が行われれば、8割以上の患者が無事出産に至るという研究結果を示している。

しかしながら、厚生労働省研究班によると、いまだ不育症例の6割はリスク因子が不明であり、また、リスク因子が特定できるものであっても、そのための検査に公的医療保険が適用できないものもあり、不育症患者の負担が大きくなっているのが現状である。

よって、国におかれては、このような現状を十分認識し、不育症に関する周知や相談体制の充実を図るほか、リスク因子の解明や治療法の確立などの研究を進めるとともに、その検査や治療に対する公的医療保険の適用に向け、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣厚生労働大臣

意見書案第10号

原子力発電に関する輸出を推進しないことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成25年6月17日

川崎市議会議長 浅 野 文 直 様

提出者	川崎市議会議員	市	古	映	美
	IJ	石	ЛП	建	<u>-</u>
	II	勝	又	光	江
	IJ	竹	間	幸	_
	II.	宮	原	春	夫
	II	石	田	和	子
	II.	斉	藤	隆	司
	II	佐	野	仁	昭
	<i>II</i>	井	口	真	美
	"	大	庭	裕	子

猪 股 美 恵

原子力発電に関する輸出を推進しないことを求める意見書

福島第一原子力発電所の現状は、破損した原子炉の汚染水に地下水が加わって増え続け、 その保管も限界に達し、外部に流出する危機的状況が懸念されている。

また、原子炉格納容器の破損状況や溶けた核燃料の状態などもいまだ把握できていないままで、事故の原因究明は尽くされていない。

こうした中、安倍首相は、中東を歴訪した際、「世界一安全な原子力発電の技術を提供できる」と述べ、また、トルコの首相と原子力協定を締結することで合意して、トルコへの原子力発電関連の設備や技術の輸出を固めた。

しかしながら、福島第一原子力発電所における事故の原因究明も尽くされていない上に、原子力発電所の再稼動への国民の反対も根強く、長期的な原子力関連の政策も曖昧にしたままといった国内状況であるにもかかわらず、海外では安全であるとアピールし、積極的に輸出することは、相手国や、万一の際に影響を受ける近隣国の国民の納得を得られるものではない。

さらに、トルコは、世界有数の地震の頻発国であるが、日本からの技術や設備の輸出により設置された原子力発電所が地震などにより過酷事故を起こした場合には、輸出した日本の責任も問われかねない。

よって、国におかれては、技術の限界を露呈した原子力発電ではなく、再生可能エネルギーなど新たな技術を生かした国際協力を探ることこそが、長期にわたって帰郷できない帰宅困難区域の人々を始めとする福島の人々への償いであるとの認識に立ち、原子力発電に関する輸出を推進されないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 宛て 総務大臣 外務大臣 外務大臣 経済産業大臣